

第2回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」

議 事 次 第

日時 平成24年7月24日（火）

午後6時から午後7時30分まで

場所 右京区総合庁舎 大会議室2（5階）

1 開会

2 議事

(1) 都市計画施設等見直し指針について

3 閉会

配布資料

- ・議事次第, 委員名簿
- ・資料1 第1回検討委員会での審議内容及び対応方針について
- ・資料2 都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し指針（案）に対する御意見の募集（パブリックコメント）について
- ・資料3 都市計画決定状況等について
- ・参考資料 都市計画施設等見直し指針について（第1回検討委員会資料）

京都市都市計画施設等見直し検討委員会委員

(敬称略，五十音順)

区 分	氏 名 (敬称略)	備 考
市 民 委 員	金 井 美 佐 子	京都市地域女性連合会常任委員
学 識 経 験 者	須 藤 陽 子	立命館大学法学部法学科教授
	久 隆 浩	近畿大学総合社会学部 総合社会学科環境系専攻教授
	槇 村 久 子	京都女子大学現代社会学部教授
	松 中 亮 治	京都大学大学院工学研究科准教授

第2回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」について

日 時：平成24年7月24日（火）午後6時～午後7時30分

場 所：サンサ右京（右京区総合庁舎）5階 大会議室2

委 員：金井委員，須藤委員，久委員，槇村座長，松中委員

議事内容：都市計画施設等見直し指針について

《事務局（都市計画課）から「都市計画公園・緑地及び土地地区画整理事業の見直し指針（案）に対する御意見の募集（パブリック・コメント）について」（資料2）の資料説明》

《事務局（都市計画課）から「第1回委員会での審議内容と対応方針について」（資料1）の資料説明》

《事務局（都市計画課）から「都市計画決定状況等について」（資料3）の資料説明》

（槇村座長）第1回検討委員会の審議内容及び対応方針の説明があったが，資料についての意見はないか。見直し手順などを市で細かく再検討されている。

（久委員）「見直し指針（案）」については前回よりも分かりやすくなった。都市計画決定状況等について一つ教えてほしいが，平成4年以降に都市計画決定している都市計画公園・緑地のうち未着手を含む3箇所については，経過年数が短いため未着手が残っているだけで，今後着手する可能性が高いと考えてよいのか。

（事務局）御指摘のとおり，着手の可能性は高いと考えられる。

（久委員）「長期未着手」の長期の期間は都市計画決定後概ね20年以上が目途となると説明があったが，20年未満の土地地区画整理事業は全て完了又は事業中であり，都市計画公園・緑地は未着手又は一部未着手が3箇所しかない。経過年数に関わらず全てを対象としてもよいのではないか。

（事務局）全ての未着手を見直し対象として検討する。なお，一部事業中の土地地区画整理事業については，完了扱いとして見直し対象としないこととしている。

（久委員）都市計画公園・緑地の都市計画決定の大きな傾向として，昭和30年代，40年代では必要性を考慮した配置計画論で決定していたが，近年では実現の可能性を考慮しながら決定している。

（事務局）経過年数に関わらず全ての未着手を見直し対象とするため，見直し対象区域の選定における「都市計画決定後〇〇年経過し，～」という表現を削除する。

（槇村座長）久委員の意見を受け，事務局で全ての未着手を見直し対象として再整理するとのことだが，それでよろしいか。

（松中委員）「長期未着手」の都市計画施設等を見直すことが，今回の見直しにおける当初の目的であったはずである。近年都市計画決定したものまで見直す必要があるのかなど，全ての未着手を見直し対象とする場合は，その意義を整理しなければならない。

(事務局) 都市計画決定により長期間にわたり建築規制がかかっており、松中委員の御意見のとおり、「長期未着手」の都市計画施設等の必要性を考慮し見直すことが当初の目的である。都市計画決定状況等のデータを見ると、土地区画整理事業も都市計画公園・緑地も都市計画決定後20年程度で傾向が分かれる。「長期」の定義について理念的な整理を検討する。

(松中委員) 全ての未着手の見直しが必要であれば見直しを行うべきであるが、今回の見直しの目的を再整理し、「長期」なのかどうか判断する必要がある。

(久委員) 京都市の実態から見直し作業に支障がないようにするべきだが、都市計画決定状況を見ると10年未満がない。また、市街化区域の整備の目標も概ね10年後が望ましいとなっていること、都市計画マスタープランも10年経てば見直すとしていること等から、10年というのが一つの区切りになるのではないかと。

(松中委員) 久委員の意見のように整理できれば10年という設定で理解できる。

(槇村座長) 10年は理屈も付けやすい。事務局としてはどうか。

(事務局) 御指摘いただいた区分で整理していきたい。

(須藤委員) パブリック・コメントは「見直し指針(案)」のみ実施するのか。パブリック・コメントは全市民対象だが、長期未着手の都市計画施設等の関係住民から重点的に意見を聴取する機会はないのか。

(槇村座長) パブリック・コメントで意見が多いのは関係住民と思われるが、パブリック・コメント以外で関係住民から意見を聴取する機会はないのか。

(須藤委員) パブリック・コメントは条例に基づいて全市民を対象とするのか。また、関係住民に重点的な意見聴取を行わないのか。

(事務局) パブリック・コメントは条例に基づいて市民全体を対象に行う。平成24年度は「見直し指針(案)」及び「見直し評価(案)」の2回実施する予定である。「見直し評価(案)」の際には、都市施設等の位置が分かるように図面を用意すべきだと考えている。また、平成25年度からの都市計画手続の中で、複数行政区単位や場合によっては区単位での説明会の開催や都市計画ニュースの全戸配布を考えており、都市計画案の縦覧・意見書の受付と併せて、市民の皆様の御意見を伺っていく。その中で変更すべきものは変更もあり得る。

(須藤委員) 今後、土地区画整理事業に関係する住民の意見をどう集めるのか関心がある。

(久委員) 土地区画整理事業を「廃止」した次のステップを検討する必要がある。大阪府八尾市の事例では、土地区画整理事業を廃止し、ベストなまちづくり手法は何かを住民とともに検討し、地区計画を実施することとなった。面整備を含めてまちづくり手法の検討を住民とともにスタートさせる必要がある。

(槇村座長) 見直しはきっかけに過ぎない。次のステップが必要であり、まちづくりを引き継いでいかなければならない。

(金井委員) 専門家や市民の意見をしっかり聴取し、耐震化や防災面の地域問題へ取り組んでほしい。

(事務局) 土地区画整理事業を「廃止」とする地区にも課題が残る場合がある。一方、京都市でもまちづくり活動を積極的に行っている地域があり、55地区で地区計画を指定し、地域の発展に取り組まれている。また、まちづくり活動は、都市計画マスタープランの地域まちづくり構想への位置付け等の仕組みも作ってきており、市としては、このような地域からの相談や支援に丁寧に対応していきたいと考えている。

(松中委員) 国からも都市計画施設の適時適切な見直しが求められており、見直し手順では「必要性」、「実現性」、「代替性」の検証のポイントを押さえた見直し手順であることを、市民に伝えるようにする必要がある。都市計画公園・緑地の見直し手順では「計画上の検証」、「施設単体としての機能の検証」、「エリアとしての機能の検証」で「必要性」、「実現性の検討」で「実現性」、「エリアとしての機能の検証」で「代替性」を見ているようである。これらのポイントを押さえた見直し手順であることが、市民に伝えるようにする必要がある。

(松中委員) 土地区画整理事業の見直し手順では、「計画上の検証」で「必要性」、「実現性の検討」で「実現性」、「市街地環境改善の必要性の評価」で「代替性」を検証しているようだが、「3事業化の見通し等の有無」が「無し」となって以降は「廃止」にしかならないことはフローとして問題があるのではないか。土地区画整理事業は一旦「廃止」とするが、「代替性」の検証において「多様な事業手法を提示」していく場合は、フロー内でも発展的な表現とするべきではないか。

(事務局) 事業化の見通し等がなく、土地区画整理事業を一旦廃止とするが、市街地の環境改善の必要性が高い区域は、多様な事業手法で対応していく発展的な廃止であることを示す。

(事務局) 都市計画公園・緑地には複数の種別があり、都市計画決定区域の全てが未着手・一部未着手など、様々なパターンがあるが、「必要性」の検証を実施していることなどを市民に分かりやすく示す必要がある、具体的にはイラストを入れる等、見直し手順の見せ方の工夫が必要かどうか意見を伺いたい。

(松中委員) イラスト等を入れることはケースバイケースである。また、都市計画公園・緑地の見直し手順の「計画上の検証」、「施設単体としての機能の検証」、「エリアとしての機能の検証」は、「必要性」の検証のバリエーションであり、これらを通し「必要性」の検証を実施していることを分かりやすく伝える必要がある。

(久委員) 見直し手順においては、ある程度作業上の妥当性や効率性を想定しながら作成せざるをえない。

(松中委員) 見直し手順においては、どこで「必要性」、「実現性」、「代替性」のチェックをしているのか分かるように、大枠の流れを示すことが必要である。

(久委員) 見直し手順については「必要性」、「実現性」、「代替性」の順番にこだわらず、評価の視点において、論理的に考え方を説明する工夫が必要である。

(松中委員) 「必要性」、「実現性」、「代替性」で色分けする等、できるだけシンプルにするべきである。

(事務局) 色分けなど作業の流れを考慮した見直し手順、論理的な評価の視点について、市民に分かりやすく整理する。

（須藤委員）土地区画整理事業は手法にすぎないが、土地区画整理事業を行う目的はある。土地区画整理事業の見直し手順の「1 都市計画決定理由（当初）の検証」において、理由というものは通常、抽象的に表現されているものであり、「現状に適合していない」と言い切れないものもあると考えられる。その場合は、土地区画整理事業をそのまま「存続」とするのか。

（久委員）「都市計画決定理由（当初）の検証」で「現状に適合していない」にも関わらず、「上位計画や関連計画の位置付けの有無」で「位置付け有り」となる流れは矛盾していないか。

（事務局）見直し手順について、再度、整理する。

（槇村座長）次回検討委員会の議事は何か。「見直し指針（案）」については、いつ本委員会での決を採るのか。

（事務局）「見直し指針（案）」は本日の各委員からの御指摘を踏まえ再整理する。パブリック・コメントなどの日程の制約もあるが、事前に各委員に内容の確認をしていただき、第3回で「見直し指針（案）」を決定したい。

以上